



令和6年9月24日

奈良県田原本町

令和6年度 田原本町中核機関の設置に かかる地域ネットワーク会議の 開催について

田原本町では、高齢者や障がい者が自分らしく生きていけるまちとなるよう、成年後見制度の利用を促進する取り組みを進めており、役場でも「身寄りなし高齢者の問題」や「認知症による困難事例」など相談件数が増加しておりました。

成年後見制度は住民の皆様はまだまだ周知が浸透している状況ではなく、利用も非常に少ない状況です。

そこで今般、田原本町で初めて関係者や有識者の方を交えて、今後の町の在り方について話し合う、「ネットワーク会議」を開催いたします。

この会議を通じ今後、適切な支援につながるよう町として取り組み、体制構築を図っていく予定です。

記

- 日 時 令和6年9月25日（水） 午後3時～午後4時30分
- 場 所 田原本町役場 3階 301・302会議室
- 参加者 別添資料参照
- 内 容 別添資料参照

この件に関するお問い合わせ先
田原本町地域包括支援センター担当：木下・田渕
TEL 0744-34-2104

令和 6 年度 田原本町中核機関の設置にかかる地域ネットワーク会議（協議会）実施要領

《趣旨》

平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定め、中核となる機関の設立など必要な措置を講じるよう努めることが求められるようになり、各市町村において、「中核機関」の設立が進められてきた。

国の流れを受けて、町としては令和 4 年度に「第 2 期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」にて成年後見制度の利用促進にむけた施策の方向性を定めたが、町の現状としては、各担当課の相談件数は年々増加傾向にあり、高齢者においては、家族が遠方又は疎遠等で、家族の支援を受けることが出来ない「身寄りなし」問題を抱える人や、認知症（疑いを含む）の本人及びその家族に関する相談は困難事例となることが多く、その背景にはキーパーソンになる支援者がいないことや、本人の意思を汲み取ることが難しい状況であるため、支援方法の決定に必要な本人の意思の尊重が難しく、支援者が対応に困ること等があり、高齢者の権利侵害案件に至るケースも近年増加傾向にあった。

以上のことから、町として令和 6 年 4 月に中核機関を設置し、田原本町民で権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるよう、地域で支える体制を構築することを目的に、本会議を実施する。

記

日 時：令和 6 年 9 月 25 日（水） 15 時～16 時 30 分

場 所：田原本町役場 3 階 301・302 会議室

内 容：・権利擁護支援事業に関わる関係団体の担当者の紹介及び各担当者が抱える権利擁護支援における課題等の共有
・田原本町の地域包括支援センターにおける権利擁護支援の現状報告及び成年後見制度利用状況について
・中核機関の役割について及び権利擁護支援のフローチャート(案)について 等

参加者：田原本町の権利擁護支援に関わりのある者

（田原本町が中核機関にかかる相談支援業務を委託している弁護士、司法書士、社会福祉士、
奈良家庭裁判所、奈良県地域包括支援課、奈良県社会福祉協議会
田原本町社会福祉協議会、田原本町健康福祉課、長寿介護課 等）